

日進建築士グループ 規程

(名称)

第一条 このグループは、日進建築士グループという。

(構成)

第二条 このグループは管内（日進市）に居住し、または勤務する建築士をもって構成する。

(事務所)

第三条 このグループは事務所を日進市内に置く。

(事業)

第四条 このグループは会員相互の協力によって、建築士の品位の向上及びその業務の進歩改善を図り、もって建築文化の発展に寄与するという目的を達成するため、グループに必要な各種の事業を行う。

(役員)

第五条 このグループには、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 1名 |
| (3) 会計兼書記 | 1名 |
| (4) 幹 事 長 | 1名 |
| (5) 幹 事 | 3名 |

(役員を選出)

第六条 役員は総会において、グループ所属会員の中から選出する。

(役員職務権限)

第七条 会長はグループを代表し会務を掌理し、役員会の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長が事故等あるときはその職務を代行する。会計・書記・幹事長・幹事はグループの会務の執行を図り、会議に出席でき、議決の数に加わることができる。

(役員任期)

第八条 役員任期は2か年とする。補欠による役員任期は前任者の在任期間とする。役員再任を妨げない。役員は任期満了後も後任者の就任まではその職務を行う。